

や地域に則した技術、職業教育を進めるにはその地域の技術的遺産を見極める必要があります。

○ 技術論と技術学 私たちのいう科学性系統性のある技術教育を推進するためには技術論を正しく認識しとらえる必要があります。技術の科学を無視した技術教育はあり得ないでしょう。

## 2. 分科会

分科会の中味の重要性は前文に掲げましたので設定分科会の紹介のみにいたします。

Ⅰ 子どもの発達と手の労働、工作教育

Ⅱ 中学校における技術教育

Ⅲ 高校の職業教育、職業訓練

なお全体会は「加工学習のすすめ方」と題する講座を村井敬二氏（東京学芸大）が担当されます。

## Ⅲ

昨年の三沢大会で代表委員の長谷川淳氏から、深い討論を期待すべくレポート内容を事前にお互に読みとらうの指摘を受け、実行委員会では報告内容をレジメにまとめたいと思っています。報告予定者はいそいで報告テーマと報告概要を原稿紙に800字以内にまとめ事務局まで是非お送りください。

本大会の意義を深くご賢察されまして会員のみな様方のご協力を切望いたします。

最後になりましたが、私共技術研大会を今日まで支えて来た東北民教研は、8月7・8・9日秋田県森岳温泉で開かれます。北方教育の中の技術教育の実践に私たちは深い感銘を受けて今日に到りました。この辺りの事情も併察され、是非第23回東北民教研へのご協力も強く訴えたいと思います。

（第七回全国大会実行委員会）

## 総合制の原則の意義をめぐって

佐々木 享

まえがき

教育制度検討委員会の第一次及び第二次報告が提唱した総合制の問題点、戦後初期の総合制の実態、および総合制の原則と総合技術教育とは異なること、などについては『教育』1974年1月号、2月号に「総合制の原則をめぐって」と題してのべたので、これらについてはここでは繰返さない。ただ、戦後日本で行なわれた総合制というものをどのようなものとみるかという点についてだけ一言のべるとすれば、つぎのようなことではないか、と考えていることを付言しておく（拙稿「総合制高校をめざして」、『高校生活指導』1973年9月号）。

戦後日本の総合制高校の実態は、制度とか、形態という面からいえば、多課程（今のことばでいえば多学科）併置制の高校であった。その多課程併置制のなかで、特権的エリートコースの否定、異なる課程を専攻している生

徒のミックス授業、ミックスHRの設置、共通課程と多様な選択科目をもつ教科目選択制が試みられた。したがって、総合制の原則はこうした多面的な措置のうちに生きていたのであって、総合制イコール多課程併置制となえるのはあまりに単純に過ぎるといわなければならない。多課程併置制のなかで、このような多面的な措置のとられる教育の中にだけ、生きていたということができるとであろう。

### 1. 総合制の原則の歴史的意義

新しい高校教育のあり方を示す原則の一つとして総合制の原則が提起されたことの積極的意義は、民主主義的な中等教育の一環として高等学校が創出されたことの意義と一体のもので、その一部として位置づけることができる。

ところで、戦後教育改革の一連の動きのなかで、最初に総合制なることばを提唱したの

は第一次教育使節団報告書ではあるが、総合制の原則が実施されたことをアメリカの圧力によるものと解するのは正しくない。すでにそれより前、戦時中であつた1943年に中等学校令が制定され、それ以前の中学校、高等女学校、実業学校を中等教育という観点で統一的にとらえる装置は準備されていたからである。この点をややちいっていえば、1943年の中等学校令では、中等学校は、「高等普通教育又ハ実業教育」を行なう学校とされていた。普通教育と実業教育のいずれかを行なうとしていたところに、大きな限界があつたことが知られるのである。これにたいして、戦後の学校教育法は、その第41条において、高等学校は「高等普通教育及び専門教育」を行なうものとされている。ここには、一つの学校のなかで、普通教育と専門教育の両方を行なうのであつて、普通高校とか職業高校という別種の学校を本来的には認めないという思想がふくまれているように思われるのである。中等学校令における「又ハ」から学校教育法の「及び」への発展は極めて重要な意義をふくんでいたと考えられる。高校教育のこのような積極的な意義を自覚的にうけとめていた研究者は、私の知る限り、極めてすくない。勝田守一「高等学校の現代的性格」、同「多様化と画一化」(いずれも勝田守一著作集 第5巻に収録)や、上原専録「職業教育の基本問題」(『産業教育』1951年9月号)は、その意味で数少ない重要な問題提起をしたものであつた。

いったいに、高校教育論あるいは学校教育法第41条に関する研究はひじょうにおくれている。平原春好「日本の教育制度における高校の位置」『ジュリスト』第442号(1930年1月15日号)、神田修によるコメントール(『別冊法学セミナー・基本法コメントール12・教育法』所収)、斉藤健次郎の研究(山内太郎編『学校制度——戦後日本の教育改革5』所収)などがいちおうの

今日的研究の水準を示すものであるが、いっそう深める必要があるように思われる。山住正己のように(日本教育法学会編『国民の学習権と教育自治』72~73ページ)、41条の規定の積極的意義を解明することを省略して、第42条をあげつらうやり方には同意できない。

なお、高校制度の創設、総合制をふくむ三原則の意義が民主主義的な観点から積極的にとらえられていたことは、京都などの経験に明らかに示されている。

## 2. 総合制の原則の積極的な意義

高校教育が普通教育及び専門教育を行なうものであることとの関連なしに、総合制の意義を理解することはむづかしい。多様化政策に反対するという意味も、学校教育法第41条の精神から深められる必要があるように思われる。

ところで、この総合制の原則が提起されたことの積極的意義はどこにあつたのだろうか。総合制を推唱している文部省の文書のなかでは、総合制にたいして二つの互にやや異つた意義を与えていたように思われる。一つは、設置される高校数が少ない地域ではできるだけ総合制高校が望ましいといっている場合である。この場合、通学の便という点に重点がおかれていたように思われる。

もう一つは、中等学校が上流あるいは中流階級の子女のために限定されていた過去の状況を拭い去るためにも、総合制が地域の必要性に最も適合するだろう、とのべている場合

### 東北民教研集会について

技教研大会は今年は独立しますが東北民教研集会は今年も8月7、8、9日に開かれます。場所は秋田県の森岳です。詳細は、  
012-01 秋田県雄勝郡稲川町三梨新処  
38-2 藤原左規夫  
さんに問い合わせして下さい。

である。後者の場合には、広汎な選択教科目をふくむ総合制高校の教育価値により重点をおく考えがみられるように思われるのである。

このような積極的な意義が実際にどのようなように追及されたのかということは、大いに検討を要する問題である。

### 3. 歴史的経験が示すもの

私は、「高校教育を民主的に改革する手だての一環としての『総合制の原則の実現』という課題を、高校三原則のうちの他の二原則——男女共学制と小学区制の実現という課題と同じように扱うことはできない」と考えている（『教育』1974年2月号、102ページ）。

総合制の原則は、それが提唱された当時の事情をふりかえてみると、他の二原則と同程度に強く主張されたのではなかった。考え方としては、前述のように、高校の多い都会地域は除外されていたように思われる。

三原則は、そのどれも全国一律に実施されたのではなく、それぞれの都府県の事情に応じて実施された。男女共学の原則が概して東日本であまり実施されなかったように、総合制の原則も東日本ではあまり実施されなかった。文部省の統計などでは、今でも、多学科併置制を総合制として扱っている。その意味での総合制高校は、1971年に39%を占めている。高等学校の小、中学区制化。総合制化に関連してかなり大規模に統廃合が実施された当時の1949年9月1日現在の調査では、統合制高校は約43%であった。つまり、総合制を多学科併置制という形態面でみる限りは、高校発足当初からひどく後退したとはいえないのである。

「まえがき」や第1節でのべたような意味において総合制を積極的に把握するというしごとは、かなりながい間、軽視されていたように思われる。1960年代初頭に展開された高校全員入学運動においても、総合制の原

則の問題が自覚的にとらえられていたとは考えにくい。また、入手できた文献などでみる限りは、全入運動がもっとも本格的に闘われた高知県においても、総合制がどう考えられ、どう具体化されていたのか、どうもはっきりしない。（粟津龍智編『高校全員入学制』、1960年代に教育評論誌に掲載された高校全入調査報告など。）その意味では、高知の経験をふりかえてのべている文章のなかに、内容が明らかでないままに「高校三原則」という字句が散見するのはどうも納得がいかない（たとえば、粟津龍智「高校全入制の意味」『教育学研究』第29巻第4号）。

このような事情を考慮してみると、高校三原則を守る努力を重ねてきた京都の経験に学ぶことは、極めて重要である。京都をふくめて、総合制、男女共学、小学区制の三原則を実施した府県の経験は、とりたてて総合制に関してみれば、三原則が文字通り一体のものとしてとらえられている場合には総合制も持続し積極的な意義あるものとされていたこと、職業教育を軽視するとそれが総合制の積極面をほりくずす裂け目になりやすいこと、を示しているように思われる。もちろんこれは、三原則を守ろうとする主体の側についていいうることであって、三原則をほりくずしてきた主要な原因が政府の施策にあることはいまでもない。

### 4. 高校教育民主化の課題に関連した総合制の問題

高校教育に関連した当面の緊急な課題は、高校教育の民主化、高校増設、私学への大幅な公費助成、などではないだろうか。そうだとすると、総合制の原則を他の二原則と同列に扱うことはできない。「総合制の原則の歴史的意義」にのべたように、総合制の原則が高校教育民主化に関連した理念の上での中心問題であることは疑問の余地がない。だがらといって、総合制の原則を追及することが高

校教育民主化の運動上の緊急の課題になっているとはいえないのではないだろうか。

教育制度検討委員会の提唱する地域総合高校の構想は、はっきりいってはないが、それを実現するためには学校教育法第41,42条の改正を必要とする。ということは、6.3.3制を变质させるということでもある。たしかに、26年間の歴史をもつに至った高校教育の実績は、その性格や目標(たとえば学校教育法第41,42条)の再検討を求めらるに至っているといえるが、そのような作業

には、高校教育創設の積極面をふくむ経験の総括と分析を基礎とした長いみとおしが必要である。経験の総括と分析なしの提言は、それを言うのが誰であろうと、科学的な根拠をもち得ないという意味では「思いつき」の域を出ることができないというべきであろう。

(この文章は、1974年4月27日に開かれた民教連主催、東京都教職員組合連合後援の討論集会「みんなで高校教育を考えよう」の席で私が提案したものに、若干の加筆をしたものである。)

## 春季研究会の報告

5月5日、6日の両日にわたって、春季研究会が東京で開かれました。職業訓練校も含めて30人程の参加で充実した研究会でした。技術教育研究の課題と展望(佐々木享氏報告)、自主テキストづくりと授業(森下一期氏報告)、中学の電気学習の実践(河野義顕氏報告)、加工学習のなかの金属材料学習の内容(隈部智雄氏報告)の4つの報告がなされ、各々について質疑討論がなされました。

### 自主テキストづくりと授業

— 報告と討論に参加して —

第3回春季研究会の1日目にテーマ「自主テキストづくりと授業」の報告、討論がなされた。具体的にいうとこれは原正敏、村井敬二両先生の監修、東京サークルのメンバー(4人)の執筆による自主編成テキスト「製図(基礎編)」のことであり、そのメンバーのチーフ森下一期先生による報告と、引き続いてその討論の内容を、私なりに以下にまとめてみた。

① 自主編成テキスト「製図(基礎編)」の  
できるまで

ちょうど一年前の春委研究会で自主編成テキストの作製をめぐる問題が提起され、その

後東京サークルが常任委員会の協力を得て、製図に関するテキスト作製に着手してきた。夏頃には編集メンバーが各自執筆分担を書き始め、技教研の第6回全国大会(青森県三沢)へ、その内容の一部を持ち寄り、中間報告をした。そこで検討されたことを、その後テキストづくりに生かすようにしてきた。さらに秋には執筆も進み、今年に入り、新学期に間に合わせるために大車輪であった。

私など初めての事なので、とまどうことが多く、それにメンバーが各自忙しく一同に会することが少なく、正直なところ相互の綿密な討議が不十分のまま出版ということになった。

② テキストの特長と論点のいくつか

この『製図(基礎編)』は図学つまり図法幾何学を基礎として書かれているということが第1の特長である。したがって第3角法よりも第1角法を先にやり、その第1角法を多く詳しく説明しているのもそのせいである。次にはただ単に参考書ということではないという意味で、基本的な問題や課題を多く取り入れ、その中のあるものは直接テキストに書き込めるようにしたこと。さらに製図ということから、かくことが中心になるのであるがただかき方だけではなく、いろいろ考えて学習できるようにし、時間の多少によって省略してもよい部分を記すなど配慮した。